

平成 1 9 年度
明石市人事行政の運営等の状況

平成 20 年 12 月
明 石 市

目 次

1 職員の任免及び職員数に関する状況	
(1) 職員採用試験の状況	1
(2) 退職の状況	2
(3) 部門別職員数	2
(4) 部局別職員数	3
2 職員の給与の状況	
(1) 人件費の状況	4
(2) 職員給与費の状況	4
(3) 一般行政職の給与水準	4
(4) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況	4
(5) 職員の初任給の状況	5
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	5
(7) 一般行政職員の級別職員数の状況	5
(8) 職員手当の状況	6
(9) 特別職の報酬等の状況	7
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1) 勤務時間	8
(2) 休日	8
(3) 休暇	8
(4) 職務に専念する義務の免除	9
4 職員の分限及び懲戒処分の状況	
(1) 分限処分者数	10
(2) 懲戒処分者数	10
5 職員のサービスの状況	
(1) 年次休暇取得状況	11
(2) 育児休業取得状況	11
6 職員研修及び勤務評定の状況	
(1) 職員研修の実績	11
(2) 勤務成績の評定の状況	12
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1) 兵庫県市町村職員共済組合	13
(2) 明石市職員互助会	13
(3) 健康診断等の実施	13
8 公平委員会の業務の状況	
(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況	14
(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況	14

地方公務員法の一部改正により、平成17年4月1日より人事行政の運営等の状況の公表が義務付けられました。本市では、これに伴い「明石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、毎年12月末日までに前年度の状況について公表を行っています。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 平成19年度職員採用試験の状況

平成19年度実施 職員採用試験による採用者数

職種	募集人数	応募者数		1次筆記試験		1次合格者		最終合格者		倍率	採用者数			
				実施日	受験者									
事務職	大学卒	10名程度	男253 女141 計	394	7月29日	男228 女134 計	362	男23 女18 計	41	男7 女2 計	9	40.2	男7 女2 計	9
	経験者	5名程度	男202 女25 計	227	10月6日	男191 女25 計	216	男17 女3 計	20	男4 女1 計	5	43.2	男4 女1 計	5
	高校卒	1名	男4 女6 計	10	9月16日	男3 女5 計	8			男0 女1 計	1	8.0	男0 女1 計	1
土木職	大学卒	1名	男7 女1 計	8	7月29日	男6 女1 計	7	男5 女0 計	5	男1 女0 計	1	7.0	男0 女0 計	0
	高専卒													
理学療法士	1名	男1 女1 計	2	11月25日	男1 女1 計	2			男0 女1 計	1	2.0	男0 女1 計	1	
消防 高卒以上	10名程度	男120 女4 計	124	9月15日 9月16日	男104 女4 計	108	男41 女3 計	44	男9 女3 計	12	9.0	男13 女3 計	16	
看護師(1回目)	22名程度	男3 女18 計	21	7月29日	男3 女17 計	20			男2 女15 計	17	1.2	男2 女14 計	16	
看護師(2回目)	33名程度	男1 女18 計	19	10月14日	男1 女16 計	17			男1 女13 計	14	1.2	男1 女11 計	12	
看護師(3回目)	10名程度	男1 女4 計	5	1月27日	男1 女4 計	5			男0 女4 計	4	1.3	男0 女4 計	4	
薬剤師	1名	男4 女14 計	18	1月27日	男4 女14 計	18			男1 女2 計	3	6.0	男1 女2 計	3	
臨床工学技士	1名	男6 女1 計	7	10月14日	男6 女1 計	7			男1 女0 計	1	7.0	男1 女0 計	1	
栄養士	2名程度	男5 女64 計	69	1月27日	男5 女61 計	66			男0 女2 計	2	33.0	男0 女2 計	2	
言語聴覚士	1名	男2 女2 計	4	1月27日	男2 女0 計	2			男1 女0 計	1	2.0	男1 女0 計	1	
幼稚園教諭	10名程度	男24 女150 計	174	11月3日	男18 女109 計	127	男2 女38 計	40	男0 女10 計	10	12.7	男0 女10 計	10	
養護教諭	1名	男2 女13 計	15	11月3日	男1 女12 計	13	男1 女4 計	5	男0 女1 計	1	13.0	男0 女1 計	1	

(2) 退職の状況

平成19年度は153人が退職しました。職種別事由別の退職者状況は以下のとおりです。

職 種	定年退職	勸奨退職	そ の 他					計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失 職	死亡退職	
一般行政職	34	11	7				1	53
医療職	1	10	24					35
消防職	4	4	1				1	10
企業職	8	1					2	11
技能労務職	19		2					21
教育職	6	3	14					23
計	72	29	48	0	0	0	4	153

- ・ 消防職…明石市消防職員をいう。
- ・ 企業職…地方公営企業(明石市交通部及び明石市水道部)の職員をいう。
- ・ 技能労務職…公用車運転、ごみ収集作業、用務、給食調理等の業務に従事する職員をいう。
- ・ 教育職…明石市立幼稚園、養護学校、商業高等学校の教員職員をいう。
(県費負担教職員を除く。)

(3) 部門別職員数

平成19年度と平成20年度の4月1日現在の部門別職員数及びその増減については以下のとおりです。

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成19年	平成20年			
一般行政部門	福祉関係を除く	議 会	13	13	0	
		総 務	343	351	8	組織改正(中心市街地活性化プロジェクト部の新設)など
		税 務	85	86	1	
		労 働	2	2	0	
		農 水 産	29	28	1	
		商 工	28	31	3	観光事業の充実
	土 木	198	199	1		
福祉関係	民 生	319	299	20	総合福祉センターの指定管理者制度導入など	
	衛 生	218	205	13	ごみ処理、し尿収集業務の民間委託など	
小 計		1,235	1,214	21		
特別行政部門	教 育	395	372	23	給食調理業務の民間委託など	
	消 防	237	244	7	消防体制の充実	
	小 計	632	616	16		
公営企業等計部門	病 院	364	369	5	医療体制の充実	
	水 道	108	97	11	魚住浄水場運転業務の一部民間委託など	
	交 通	83	70	13	市バス運転業務の臨時職員との置換えなど	
	下水道	102	104	2	業務移管による増加など	
	その他	92	96	4	業務移管(後期高齢者医療制度)による増加など	
	小 計	749	736	13		
計		2,616	2,566	50		

注： 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

(4) 部局別職員数

平成19年度と平成20年度の4月1日現在の部局別職員数及びその増減については以下のとおりです。

部局名	平成19年度			平成20年度			対前年度 増減数
	男	女	計	男	女	計	
市長部局	1,002	393	1,395	990	391	1,381	14
行政委員会	27	7	34	28	6	34	0
教育委員会	182	213	395	167	205	372	23
消防本部	235	2	237	238	5	243	6
水道事業事務局	102	6	108	91	6	97	11
自動車運送事業事務局	83		83	69	1	70	13
市立病院事務局	101	263	364	100	269	369	5
総計	1,732	884	2,616	1,683	883	2,566	50

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B ÷ A)	前年度 人件費率
19年度	人 292,966	千円 85,128,652	千円 18,156,617	% 21.3	% 22.0

注：人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B ÷ A)
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計(B)	
19年度	人 1,866	千円 7,587,116	千円 2,386,551	千円 3,389,253	千円 13,362,920	千円 7,161

注：1 職員手当には、退職手当を含みません

2 特別職は含みません

(3) 一般行政職の給与水準

ラスパイレス指数	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
明石市	103.0	100.8	100.7	100.9	98.5
対前年増減	0.1	2.2	0.1	0.2	2.4

注：ラスパイレス指数とは、国家公務員の平均給料月額を100とした場合の給料水準を表す指数です

(4) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

区分	明石市		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	341,094 円	43 歳 2 月	325,113 円	41 歳 1 月
技能労務職	319,056 円	44 歳 3 月	284,679 円	48 歳 11 月

(5) 職員の初任給の状況 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

区分		明石市	国
一般行政職	大学卒	182,084 円	170,200 円
	高校卒	149,744 円	138,400 円

注：国の大学卒は 種試験、高校卒は 種試験による採用者です

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	269,577 円	316,936 円	367,350 円
	高校卒	222,166 円	274,194 円	309,754 円
技能労務職	高校卒	232,195 円	258,552 円	304,419 円

注：経験年数には、採用前の勤務経歴などを含みます

(7) 一般行政職員の級別職員数の状況 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な 職務内容	事務員 技術員	書記 技手	主事 技師	主査	副主幹 係長	課長 副課長	次長 参事	部長 参与	
職員数	12 人	69 人	335 人	147 人	270 人	149 人	48 人	21 人	1,051 人
構成比	1.1%	6.6%	31.9%	14.0%	25.7%	14.2%	4.6%	2.0%	100.0 %
1 年前の 構成比	0.6%	8.6%	30.0%	11.8%	27.0%	15.7%	4.1%	2.1%	100.0 %
5 年前の 構成比	2.4%	11.5%	21.1%	14.0%	27.6%	15.5%	6.7%	1.2%	100.0 %

(8) 職員手当の状況 (平成19年度中又は平成20年4月1日現在)

地域手当	支給実績(平成19年度普通会計決算)	812,408,161円
	支給対象地域	全市域
	支給率	10% (国の支給率 10%)
	支給対象職員数	1,866人
	平均支給年額	435,374円
特殊勤務手当	支給実績(平成19年度普通会計決算)	76,443,893円
	支給対象職員1人当たりの平均支給年額	158,269円
	職員全体に占める手当支給職員の割合	25.9%
時間外勤務手当	19年度 (普通会計決算)	支給総額 473,926,088円 職員1人当たりの支給年額 297,692円
	18年度 (普通会計決算)	支給総額 467,898,492円 職員1人当たりの支給年額 284,956円

区分	明石市			国
期末勤勉手当		期末手当	勤勉手当	同 左
	6月期	1.4月分	0.75月分	
	12月期	1.6月分	0.75月分	
	計	3.0月分	1.50月分	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			
退職手当	(支給率)			同 左
		自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年	23.50月分	30.55月分	
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	
	(その他の加算措置) 勤続中の役職に応じた調整額を別途支給 定年前早期退職特例措置:2%~20%加算			
平均支給額(平成19年度全退職者) 20,291千円				

扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)扶養親族 6,500円 (3)配偶者がいない場合の1人目の扶養親族 11,000円 (4)16歳の年度初めから22歳の年度末までの子 5,000円を加算	同 左
住居手当	(1)借家居住者 家賃負担額に応じて、27,000円を限度として支給 (参考)家賃負担額が、55,000円以上の場合 27,000円を支給 (2)自宅居住者 世帯主 8,500円	(1)借家居住者 家賃負担額に応じて、27,000円を限度として支給 (参考)家賃負担額が、55,000円以上の場合 27,000円を支給 (2)自宅居住者 新築、購入した職員については、新築、購入後5年に限り、2,500円
通勤手当	(1)交通機関利用者 運賃相当額(月55,000円を限度) (6か月定期券等の価額による一括支給を基本とする) (2)自動車・自転車利用者 通勤距離に応じて、24,500円を限度として支給 (参考)通勤距離が、60km以上の場合 24,500円を支給	同 左

(9) 特別職の報酬などの状況(平成20年4月1日現在)

区分	給料月額等 (()内は減額前)	期末手当
市長	984,800円(1,231,000円)	6月期 2.125 月分 12月期 2.325 月分
副市長	863,600円(1,016,000円)	
公営企業管理者	703,430円(773,000円)	
常勤の監査委員	551,080円(599,000円)	
議長	718,000円(798,000円)	計 4.450 月分
副議長	668,000円(727,000円)	
議員	623,000円(656,000円)	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（平成20年4月1日現在）

(1) 勤務時間

(一般職員の場合)

勤務時間：4週を超えない期間につき1週間当たり40時間として
います。1日の勤務時間は、午前8時55分から午後5時
40分までの休憩時間45分を除いた8時間となっています。

休憩時間：正午から午後0時45分までとしています。ただし、窓口
に勤務する職員は交代で休憩時間をとっています。

週休日：日曜日及び土曜日(勤務時間を割り振らない日)

(2) 休日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日）

(3) 休暇

職員の休暇には、年次有給休暇のほか、夏季休暇などの特別休暇があり、
その概要は以下のとおりです。

種類	給与の別	取得可能日数等
年次有給休暇	有給	1年度につき20日
療養休暇	有給	公務上もしくは通勤における負傷又は疾病による場合 必要と認められる期間 以外の負傷又は疾病により療養を要する場合
		ア 結核性疾患の場合 1年以内 イ 精神障害による疾病 120日以内 ウ その他の負傷又は疾病 90日以内
産前休暇	有給	出産予定日を含み8週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)から申し出た期間
産後休暇	有給	出産の翌日から8週間を経過する日までの期間
看護休暇	有給	職員が配偶者及び親族等の看護等をするとき 1年度につき5日以内
介護休暇	無給	職員が配偶者及び親族等の介護等をするとき 6月以内で必要と認められる期間
出産補助休暇	有給	2日以内の期間
育児参加休暇	有給	5日以内の期間
育児時間	有給	1日を通じて60分以内
生理休暇	有給	2日以内の期間(3日目以後は無給)
結婚休暇	有給	連続する5日以内の期間
夏季休暇	有給	7月から9月までの期間内に6日以内
自主研修休暇	有給	勤続年数が20年に達した者 連続する5日以内
忌引休暇	有給	親族に応じ条例で定める日数(1日～7日)
ボランティア休暇	有給	1年度につき5日以内
ドナー休暇	有給	ドナー登録及び骨髄液を提供するために必要な期間
組合休暇	無給	1年度につき30日以内

(4) 職務に専念する義務の免除

職員は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならないという職務に専念する義務があります。ただし、例外的に法律又は条例等に特別の定めがある場合には、その職務に専念する義務が免除されます。明石市においても規則で免除される場合を定めておりますが、その定め以外に市長が特に定めるものは以下のとおりです。

種 類	内 容	職務専念義務が免除される期間等	給与の別
夜間勤務職免	職員が午前2時を含み、継続して4時間以上夜間勤務に従事した場合	原則として時間外勤務を終了した日の始業時から深夜勤務をした時間数(午前0時から時間外勤務終了までの時間数に限る)	無給
人間ドック職免	兵庫県市町村職員共済組合が実施する短期人間ドックを受診する場合	2日以内の必要な期間	有給
献血職免	市役所で実施される市民献血の日に職員が献血に協力する場合	献血に必要な時間	有給

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、公務能率維持及びその適正な運営の確保の目的から、一定の事由（疾病により職責が果たせない等）がある場合に、職員の意に反して行う不利益処分、降任・降給・休職・免職の処分を行うことを言い、懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に制裁を科す処分のことで、免職・停職・減給・戒告があります。

平成19年度における分限処分者数及び懲戒処分者数は以下のとおりです。

(1) 分限処分者数

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	32	0	32
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	32	0	32

(2) 懲戒処分者数

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0
一般服務違反関係	0	2	1	2	5
一般非行関係	0	0	0	1	1
収賄等関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0	0
合 計	0	2	1	3	6

5 職員のサービスの状況

平成19年度における職員の年次休暇取得状況及び育児休業取得状況は以下のとおりです。

(1) 年次休暇取得状況

(単位:日)

使用率(%) (総使用日数/総付与日数*100)	対象職員数(人)	一人当たりの平均使用日数 (総使用日数/職員数)
33.6	2,616	12.4

(2) 育児休業取得状況

(単位:人)

	育児休業	部分休業
男	1	0
女	67	8

6 職員研修及び勤務評定の状況

(1) 職員研修の実績

職員の研修は、職員に公務員としての使命と責任の自覚を促し、職務の遂行に必要な知識、技術等を習得させ、勤務能率の発揮及び増進を目的として行うものであり、平成19年度の職員研修の実績は以下のとおりです。

	研修課程	研修対象者	受講者数
基本 研 修	新規採用職員導入研修	平成19年度新規採用職員	31
	新規採用職員研修ステップ1	平成19年度新規採用職員	12
	新規採用職員研修ステップ2	平成19年度新規採用職員	12
	新規採用職員研修ステップ3	平成19年度新規採用職員	12
	技能労務職員職種変更研修(導入)	事務員補及び技術員補	50
	技能労務職員職種変更研修(フォロー)	事務員補及び技術員補	50
	技能労務職員職種変更研修(パソコン)	事務員補及び技術員補(希望者のみ)	46
	技能労務職員職種変更研修(文書実務)	事務員補及び技術員補(希望者のみ)	41
	技能労務職員職種変更希望者講習会	職種変更を希望する技能労務職員	54
	技能労務職員職種変更試験合格者事前研修	平成19年度職種変更試験合格者	26
	技能労務職員フォローアップ研修	採用後10年目の技能労務職員	20
	職種変更ステップアップ研修	事務員補等から行政職に任用替えになった職員	43
	書記・技手級研修	書記・技手級職員 (来年度主事・技師級昇格予定)	32
	主事・技師級研修	主事・技師級職員 (主事・技師級昇格2年目)	32
	新任主査研修	新任主査級職員	30
新任係長研修	新任係長等職員	64	
新任管理職研修	新任管理職職員	33	
新任課長研修	新任課長	26	

特別 研修	法令実務研修	法令実務経験が概ね2年以下の職員	15
	話力講習会	主事・技師級～主査級職員	30
	プレゼンテーション研修	書記・技手級～係長級職員	24
	OJTスキルアップトレーニング	部下を持つ経験2年目以降の係長	29
	パブリシティ研修	広報委員、関係課長	33
	管理職特別研修	副課長～課長級職員	24
	女性職員研修	主査～副課長級女性職員	25
	社会福祉施設体験研修（体験2日、報告会1日）	入庁3年目及び8年目職員	55
	国内自主企画研修	希望職員	3
	手話講座	希望職員	22
セ ミ ナ ー	職員セミナー	係長級以上（希望枠を設け、全職員から希望を募る）	740
	あかし安全安心市民大会	各部からの希望職員	51
	人権フェスティバル	各課からの希望職員	121
	人権の集い	各課からの希望職員	116
	「障害者週間」啓発行事	各課からの希望職員及び平成19年度新規採用職員	102
派 遣 研 修	自治大学校第2部	50歳未満の監督職職員	2
	自治大学校第3部	55歳未満の課長級～次長級職員	1
	市町村アカデミー	実務担当職員等	11
	国際文化アカデミー	実務担当職員等	5
	国土交通大学校	実務担当職員等	4
	兵庫県自治研修所	実務担当職員等	84
	播磨自治研修協議会	実務担当職員等	72
	兵庫県自治協会	実務担当職員等	32
	その他派遣研修	実務担当職員等	13
自 主	自主研究グループ	希望職員グループ	124

なお、上記の研修は、人材開発課が所管する研修であり、人材開発課以外の各課においても、所管する職務の遂行能力向上のため、上記のほか専門知識、専門技術に関する研修を実施しています。

（2）勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定は、現在行っておりません。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の福利厚生の概要は以下のとおりです。

(1) 兵庫県市町村職員共済組合

職員は、地方公務員等共済組合法に基づき設置された共済組合の組合員になっています。共済組合では、短期給付事業（健康保険）、長期給付事業（共済年金）、福祉事業（貸付、保養所運営等）を行っています。これらの事業は、法令の定めに基づき、組合員（職員）が納める掛金と、市が納める負担金で運営されています。

幼稚園教諭等教育委員会採用の職員は、公立学校共済組合の組合員となっています。

(2) 明石市職員互助会

職員の相互共済と福祉の増進を図るため、職員互助会を設置しています。互助会では、元気回復や健康増進を図るための事業や、慶弔金の給付事業を行っています。これらの事業は、会員（職員）の掛金と、市の負担金で運営されています。平成20年度における会員の掛金率は給料月額の4/1000、市の負担金率は給料月額の3/1000です。

幼稚園教諭等教育委員会採用の職員は、学校厚生会の会員となっています。

(3) 健康診断等の実施

職員の健康管理のため、定期健康診断、特殊健康診断（有機溶剤健診）や、腰痛・消化器・VDTなどの検診を実施しています。また、心の健康の保持・増進を図るため、メンタルヘルス事業（臨床心理士による相談、職員研修など）を実施しています。

8 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、地方自治法及び地方公務員法の規定に基づき設置される行政委員会で、3人の委員により構成されており、地方公務員の労働基本権が制限されている代償として、中立的な立場で職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために設けられており、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件について適当な措置が執られるべきことを要求したことを審査し、判定すること、任命権者によって懲戒その他自分の意に反する不利益な処分を受けた職員の不服申立てに対する裁決又は決定をすること等の業務を担っています。

なお、平成19年度における勤務条件に関する措置の要求の状況及び不利益処分に関する不服申立ての状況については、以下のとおりです。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位:件)

平成19年3月31日 現在継続件数	平成19年度中 措置要求件数	平成19年度中 処理件数	平成20年3月31日 現在継続件数
0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(単位:件)

区 分	平成19年3月31日 現在継続件数	平成19年度中 不服申立て件数	平成19年度中 処理件数	平成20年3月31日 現在継続件数
分限処分	0	0	0	0
懲戒処分	0	1	1	0
その他	0	0	0	0
合 計	0	1	1	0